

居宅介護支援重要事項説明書

<令和 8年 6月 1日 現在>

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 049-293-3607 (24時間対応致します)

介護支援専門員がお答えします。(営業時間外はこの限りではありません)

※ ご不明な点は、お問い合わせください。

2 居宅介護支援事業所(名称)の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業者名	居宅介護支援事業所 瑞穂の里
所在地	川越市中台元町1丁目16番地11
介護保険指定番号	1170405029
サービスを提供する地域 ※	川越市
サービス種類	居宅介護支援(特定事業所加Ⅱを算定致します)

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者 (主任介護支援専門員)	1名	0名	1名
主任介護支援専門員	1名	0名	1名
介護支援専門員	1名	0名	1名

(3) 営業時間

月～土	午前9時～午後5時30分 12月30日から1月3日まで及び日曜祝日を除く
-----	-----------------------------------------

※ 営業時間外緊急連絡電話(24時間対応) 049-293-3607

3 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日川越市の窓口へ提出しますと、全額払い戻しをうけられます。

(利用料金の詳細は別紙1参照)

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。サービスを提供する地域以外の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費実費負担が必要です。事務所から10km以上は1kmにつき50円をお支払いいただきます。交通費の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意の文書に署名(記名、捺印)を受けることといたします。

4 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方針

- ・ 地域における保健、医療、福祉の密接な連携を図る
- ・ 利用者の様々なニーズに応えるよう個別性、柔軟性、迅速性を運営上の基本とする
- ・ 関係方面との「連携」を支援の根幹とし、利用者本位のサービス提供に努める

(2) サービスの内容、提供方法

内容	提供方法
利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応	当事業所内面談室において行ないます。 (必要に応じて利用者の居宅を訪問します)
課題分析の実施	①課題分析の実施に当たっては、利用者が自立した生活を営むことが出来るよう支援する上で解決すべき課題を把握します。 ②解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行ないます。 ③使用する課題分析票の種類は全社協方式です。
居宅サービス計画原案の作成	利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標とその達成時期、サービスの種類とその内容等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。
サービス担当者会議等による専門的意見の聴取	居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めます。
居宅サービス計画の説明、同意、交付	①居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象になるかどうかを区分した上で、居宅サービス計画の原案について利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。 ②作成した居宅サービス計画は交付します。

居宅サービス計画の実施状況の把握	<p>①居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行いません。利用者及び家族、指定居宅サービス事業所等の連絡を継続的に行ない、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業所と連絡調整その他の便宜の提供を行いません。</p> <p>②モニタリングに当たり、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、面接します。ただし、一定お要件を満たしている場合はテレビ電話装置等を活用してモニタリングを行います。</p> <p>③少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。</p>
------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) その他

事 項	備 考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出ください。
介護支援専門員への研修の実施	年数回、各種の研修(認知症ケア、ハラスメント、虐待、ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、多制度に関する研修)へ計画的に参加、実施しています。

5 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- (4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介、居宅サービス計画にサービスを位置づけた選定理由の説明を求めることができます。
- (5) 指定居宅介護支援事業者は、ケアマネジメントの公正・中立を確保するため、前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、同一事業所からのサービス提供割合を利用者に説明(別紙)、介護サービス情報公表制度において公表します。

6 ハラスメントの防止

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第11条第1項、及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定に基づき、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。
- (2) 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します。
 - ① 介護支援専門員その他従事者に対する身体的暴力
(直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為)
 - ② 介護支援専門員その他従事者に対する精神的暴力
(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為)
 - ③ 介護支援専門員その他従事者に対するセクシャルハラスメント
(意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為等)

7 感染症や災害の対応力強化

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従事者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施します。感染症が発生、またはまん延しないように次の措置を講じるものとします。

- (1) 感染症の発生またはそのまん延を防止するための指針の整備
- (2) 感染症の発生またはそのまん延を防止するための研修及び訓練の実施

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 利用者の人権擁護・虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備します。
- (2) 従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (3) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 苦情解決体制を整備します。
- (6) サービス提供中に、当該事業所授業者または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通知します。

虐待防止に関する責任者 管理者 益子 政江

9 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客さま相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 益子 政江 電話 049-293-3607
居宅介護支援事業所 瑞穂の里

(2) その他 苦情窓口

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 川越市 介護保険課 電話 049-224-8811
埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048-824-2568

10 秘密の保持

- (1) 当事業所は、業務上知り得たご利用者とそのご家族の秘密を厳守致します。
- (2) 当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得たご利用者とそのご家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- (3) 当事業所は、サービス担当者会議等におきまして、ご利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめご利用者またはそのご家族からの同意をいただきます。

11 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

12 緊急時の対応について

事前の打ち合わせに基づき、主治医・家族・サービス事業所・救急隊等と調整を行い、速やかに対応いたします。

13 当事業所の概要

名称・法人種別	医療法人 瑞穂会
代表者役職・氏名	理事長 穂坂 邦大
本社所在地	川越市中台元町1丁目16番地11
電話番号	049-245-3551

(別紙 1) <令和 8年 6月 1日 現在>

(1) 居宅介護支援事業所 料金表 (6級地)

居宅介護支援費 基本報酬

		単位数 1 単位 10.42 円	利用料
居宅介護支援費 I (i) (取扱件数 45 件未満)	要介護 1・2	1, 086	11, 316 円
	要介護 3・4・5	1, 411	14, 702 円

【その他の加算】

要件を満たす場合、基本料金に以下の料金が加算されます。

①加算の基準に適合し川越市に届け出ている加算

		単位数 1 単位 10.42 円	利用料
特定事業所加算 (I)	加算の体制要件、人材要件、重度要介護者等対応要件など厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 (1 月につき)	+519	5, 407 円
特定事業所加算 (II)		+421	4, 386 円
特定事業所加算 (III)		+323	3, 365 円
特定事業所加算 (A)		+114	1, 187 円
介護職員等処遇改善加算	ケアプランデータ連携システムの利用、もしくは処遇改善加算IVの取得に準ずる要件 (キャリアパス要件 I・II 及び職場環境等要件) を満たしていること	1 ヶ月の 総単位数 × 2.1%	要介護 1・2 3 2 9 円 要介護 3・4・5 4 0 0 円
特定事業所医療介護連携加算	特定事業所加算、退院退所加算及びターミナルマネジメント加算を算定し、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 (1 月につき)	+125	1, 302 円

②サービス実施による加算

		単位数 1単位 10.42円	利用料
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合。 要支援者が要介護認定を受けて要介護となり居宅サービス計画を作成した場合等	+300	3,126円
入院時情報連携加算Ⅰ	入院に当たって入院当日(事業所営業日以外の場合は翌日)に病院等職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)	+250	2,605円
入院時情報連携加算Ⅱ	入院に当たって入院翌日、翌々日以内に病院等職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)	+200	2,084円
退院・退所加算	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い居宅サービス計画の作成をした場合(入院・入所期間中3回まで、カンファレンスの有無で異なる)	+450(カンファレンス無) +600(カンファレンス有)	4,689円 6,252円
通院時情報連携加算	利用者が病院、歯科医院等において医師、歯科医師の診察を受ける際に同席及び情報提供をし、医師からも情報提供を受けた場合(1月に1回を限度)	+50	521円
ターミナルケアマネジメント加算	利用者またはその家族の同意を得て、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録、医師及び居宅サービス事業所に提供した場合(1月につき)	+400	4,168円
同一建物に居住する利用者に対する減算	①、②のいずれかに該当する利用者 ①居宅介護支援事業所と同一建物、または隣接敷地内に居住 ②居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物に居住	所定単位数95%を算定	